

表紙共 5 枚

北熊本 (R4) 司令部庁舎清掃役務

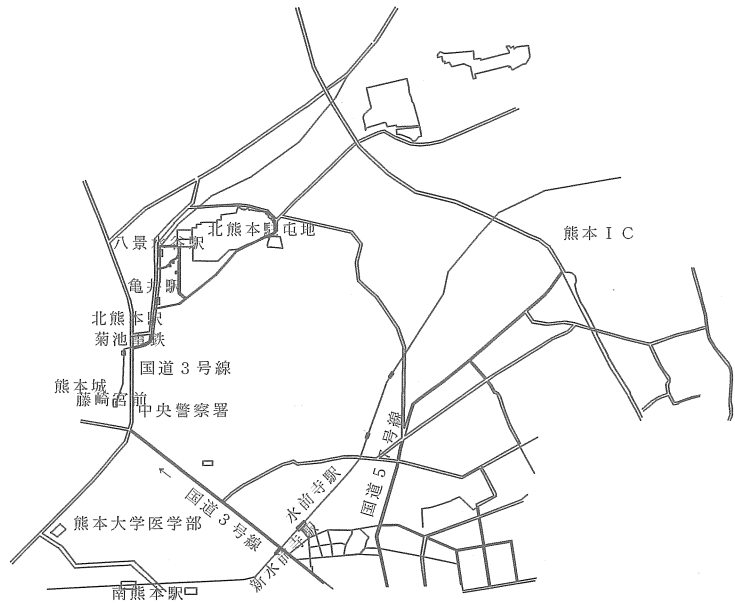
件名	北熊本 (R4) 司令部庁舎清掃役務							
図名	表紙							
業務隊長	管理科長	営繕班長	企画係長	工事企画	管財主任		設計	図面番号
								1 / 5
								縮尺
								—
作成年月日	令和 4 年 2 月 2 1 日							
所 属	北熊本駐屯地業務隊 管理科							

仕 様 書

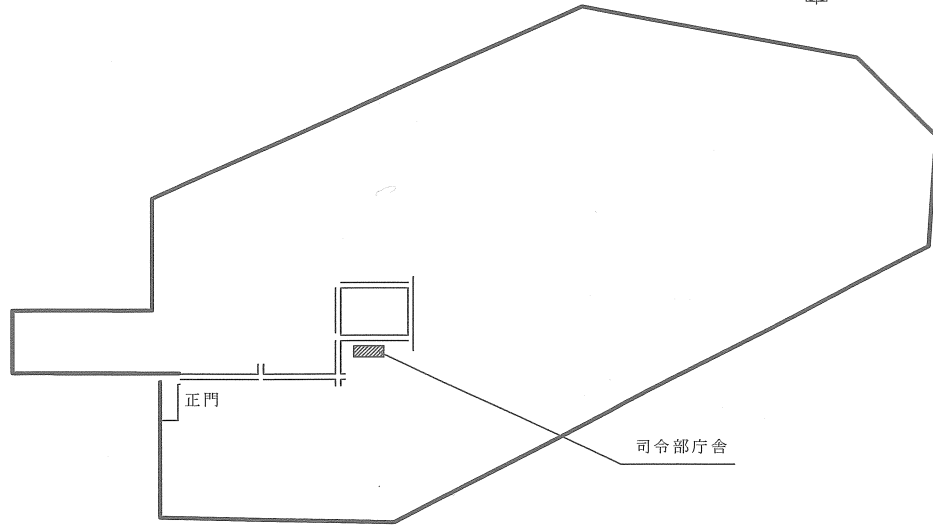
- 1 件 名 : 北熊本 (R4) 司令部庁舎清掃役務
- 2 場 所 : 熊本県熊本市北区八景水谷2丁目17番1号
陸上自衛隊 北熊本駐屯地 司令部庁舎
- 3 役 務 期 間 : 令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 4 概 要 : 本役務は、北熊本駐屯地司令部庁舎内の共用場所の日常清掃及び定期清掃を実施する。
- 5 本仕様書の運用 : 本仕様書は、司令部庁舎清掃役務の概要を示すものである。よって、本仕様書に記述されていない軽微な作業で、必要とされる作業が生じた場合は協議の上、本役務請負者の責任において実施する。
- 6 実 施 要 領 :
- (1) 実施日
 - ア 日常清掃 年間220日とする。（「日常・定期清掃実施予定表」による）
 - イ 定期清掃 年4回（土・日・祝日のいずれかに実施）
 - (2) 実施時間
 - ア 日常清掃は0700～1200の5時間の清掃とする。
 - イ 日常清掃は0700～0740間に、玄関ホールから事務室A前の区間を終了すること。また、作業（入室）前に係官に連絡後実施するものとする。
 - ウ 日常清掃は1日1回以上実施する。
 但し、清掃後の点検において係官が清掃不良と認めた箇所においては、その指示された事項について再度清掃を実施させるものとする。
 - (3) 清掃実施場所
「司令部庁舎平面図」に記載
 - (4) 細部実施要領
「定期清掃実施要領」・「日常清掃実施要領」による。
- 7 検 査 : 清掃作業終了後、作業日誌を提出し検査官の検査を受けるものとする。

- 8 資 格 等 : 本役務請負者は、「建築物環境衛生総合管理業登録」をしているものとする。また、本役務における作業従事者（清掃員）は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（平成9年11月21日法律第105号抄）に基づく研修を受けたものが実施するものとする。
- 9 使 用 材 料 等 :
- (1) 清掃に使用する機械・器具・消耗品は全て請負者の負担とする。
 - (2) 補充用のトイレトペーパー及び石鹸水については、官側負担とする。
 - (3) 清掃に必要な水及び電気は官側負担とする。
 - (4) 清掃役務に使用する材料は、係官の検査に合格したものを使用すること。
- 10 損 害 賠 償 : 本役務履行期間中、建物・工作物及び備品等を汚破損した場合は、速やかに係官に報告するものとし、指示に従い請負者の負担において既設在来品と同等以上にて原状に復旧させるものとする。
- 11 そ の 他 :
- (1) 作業員は、駐屯地に入門してから出門するまでの間、駐屯地規則を遵守する。
 - (2) 作業員は図面に示された場所以外に係官の許可無くして立ち入ってはならない。
 - (3) 駐屯地内に出入門する者は、入門申請を官側の規則に基づき実施するものとし、手続きに関する諸経費は全て請負者の負担とする。
 - (4) 清掃実施場所及びその一部が行事等により本役務が履行できないと係官が判断した場合はその指示に従い、他箇所の清掃を実施するものとし、その間、実施した清掃内容等について報告するものとする。
 - (5) 清掃作業員に本役務遂行に支障があると係官等が認めた場合は、作業員の交代を主任者に求めるものとし、主任者はその事項についての改善処理に努めるものとする。
 - (6) 定期清掃作業の際は、主任者を現場におくものとする。
 - (7) 本役務に必要な報告書の提出要領等については官側が示す。
 - (8) 本役務の開始にあたり、事前に清掃作業監督者の資格証明書を提出するものとする。

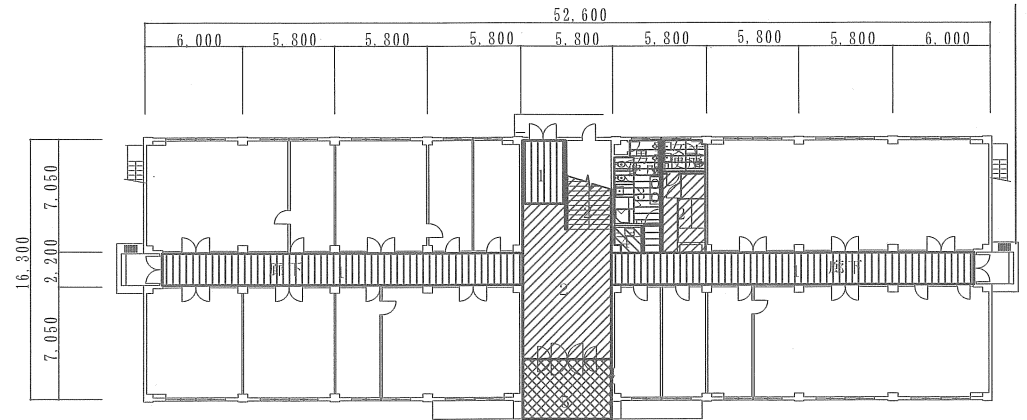
件 名	北熊本 (R4) 司令部庁舎清掃役務		
図 名	仕様書	図面番号	2 / 5
所 属	北熊本駐屯地業務隊 管理科	縮 尺	—



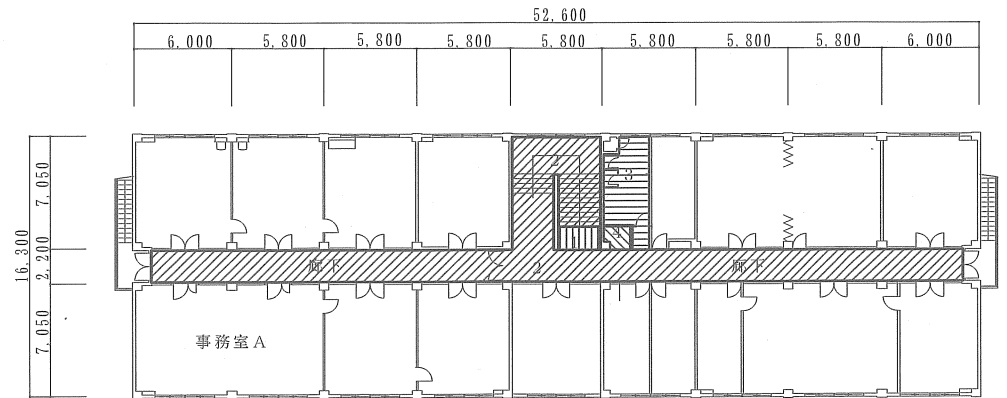
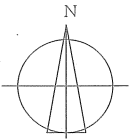
案内図 1 : X



配置図 1 : X



司令部庁舎平面図 1階



司令部庁舎平面図 2階

- 1 人造石研ぎ出し部分
- 2 カーペット部分
- 3 便所
- 4 洗面所
- 5 アプローチ

件名	北熊本(R4)司令部庁舎清掃役務		
図名	案内図・配置図・司令部庁舎平面図	図面番号	3 / 5
所屬	北熊本駐屯地業務隊 管理科	縮尺	—

定期清掃実施要領

日常清掃実施要領

番号	施工箇所	細部実施内容	備考
1	廊下 人造石研ぎ出し部分 廊下（階段含む） カーペット部分	<ol style="list-style-type: none"> 1 物品等の移動（係官と調整し実施する） 2 掃除機によるカーペット部分に付着した塵埃の除去 3 適正器具（スチームクリーナー等）を使用してカーペットに付着した汚れ及びシミ等を除去する。 4 充分乾燥した後起毛を実施する。 5 人工研ぎ出し部分についてはワックス掛けを実施する。 6 物品を元の位置に戻す。 	
2	玄関ホール	<ol style="list-style-type: none"> 1 物品等の移動（係官と調整し実施する） 2 掃除機によるカーペット部分に付着した塵埃の除去 3 適正器具（スチームクリーナー等）を使用してカーペットに付着した汚れ及びシミ等を除去する。 4 充分乾燥した後起毛を実施する。 5 適正洗剤を使用し玄関出入り口扉のガラス及び金属部分に付着した汚れの除去（いずれも内外面に適用する） 6 水拭きで洗剤を除去し、乾布等で水分をふき取る。 7 物品を元の位置に戻す。 	
3	玄関アプローチ	<ol style="list-style-type: none"> 1 自在箒による掃き掃除を実施し塵埃を除去する。 2 水を使用しモップ等による拭き掃除を実施し塵埃を除去する。 3 水洗いで除去できない汚れは適正洗剤を使用して、デッキブラシ等で除去する。（この際洗剤等が道路に流れ出ないように配慮する） 4 水拭き等により使用した洗剤を除去する。 5 適正洗剤を使用し玄関車寄せ部分の軒天部分の汚れを除去する。 6 水拭き等により使用した洗剤を除去し、乾布等により水分をふき取る。 	
4	便所	<ol style="list-style-type: none"> 1 水洗いを実施した後、適正洗剤を使用し、デッキブラシ等で床タイル部分の汚れを除去する。 2 洗剤を水で洗い流した後、水切り等により水分を除去する。 3 適正洗剤を使用し衛生陶器を洗浄し汚れを除去した後、水洗いを実施し乾布等により衛生陶器外側部分の水分をふき取る 4 適正洗剤を使用し、便所北側窓ガラス及びカガミに付着した汚れを除去する。 5 水拭きにより洗剤等を除去した後、乾布等により水分を除去する。 6 適正洗剤を使用し、壁タイル面・人造石研ぎ出し部分・トイレブース及び小便器隔壁の塵埃を除去する。 7 適正洗剤等を使用し、壁タイル目地部分のカビを除去する。 8 便所内に設置してある物品等の整理整頓 	
5	洗面所	<ol style="list-style-type: none"> 1 自在箒による掃き掃除を実施し塵埃を除去する。 2 モップ等による拭き掃除を実施し、床面に付着した汚れを除去する。 3 適正洗剤を使用し、床に付着した塵埃を除去する。 4 使用した洗剤を水拭き等により除去する。 5 適正洗剤を使用し、化粧洗面台に付着した塵埃の除去 6 使用した洗剤を水拭き等により除去した後、乾布等で水分を拭き取る。 7 適正洗剤を使用し、壁タイル面の塵埃の除去 8 使用した洗剤を水拭き等により除去した後、乾布等で水分を拭き取る。 9 適正洗剤を使用し壁タイル目地部分のカビを除去する。 10 洗面所に設置してある物品等の整理整頓 	

番号	施工箇所	細部実施内容	備考
1	廊下 人造石研ぎ出し部分	<ol style="list-style-type: none"> 1 自在箒による掃き掃除を実施し塵埃を除去する。 2 モップ等による拭き掃除実施し付着した汚れを除去する。 3 2の作業で除去できない汚れ等は適正洗剤を用いて除去する。 洗剤を使用した場合は水拭きで洗剤を除去し、乾布等で水分をふき取る。 	
2	廊下（階段含む） カーペット部分	<ol style="list-style-type: none"> 1 掃除機によるカーペット部分に付着した塵埃の除去 2 雑巾等を使用し、水拭きによる汚れのふき取り 3 カーペットの起毛 	
3	玄関ホール	<ol style="list-style-type: none"> 1 掃除機によるカーペット部分に付着した塵埃の除去 2 雑巾等を使用し、水拭きによる汚れのふき取り 3 カーペットの起毛 4 乾布を使用し玄関出入り口扉のガラス及び金属部分に付着した汚れの除去（いずれも内外面に適用する） 5 この際、乾布により除去できない汚れは適正洗剤を使用し除去する。 洗剤を使用した場合は水拭きで洗剤を除去し、乾布等で水分をふき取る。 	
4	玄関アプローチ	<ol style="list-style-type: none"> 1 自在箒による掃き掃除を実施し塵埃を除去する。 2 モップ等による拭き掃除実施し汚れを除去する。 3 天井部に付着したゴミ等を除去する。 	
5	便所	<ol style="list-style-type: none"> 1 既設マットを散水後デッキブラシ等で洗浄する。 水洗いで除去できない汚れは適正洗剤を使用して、デッキブラシ等で除去する。 2 水で洗剤を洗い流した後水切り等により水分を除去する。 3 適正洗剤を使用し衛生陶器を洗浄し汚れを除去した後、水洗いを実施し乾布等により衛生陶器外側部分の水分をふき取る。 4 乾布を使用し北側窓ガラス内外面・カガミ・便所出入口ドア（ガラス部分含む）及び金属部分に付着した汚れを除去する。 この際、乾布により除去できない汚れは適正洗剤を使用し除去する。 5 洗剤を使用した場合は水拭きで洗剤を除去し、乾布等で水分をふき取る。 6 水拭きにより壁タイル面・人造石研ぎ出し部分・トイレブース及び小便器壁の汚れを除去する。 7 トイレペーパー及び手洗い用石鹸水の補充 8 ゴミ等の排出処理 9 便所内に設置してある物品等の整理整頓 	
6	洗面所 (シャワー室を含む)	<ol style="list-style-type: none"> 1 自在箒による掃き掃除を実施し塵埃を除去する。 2 モップ等による拭き掃除を実施し、床面に付着した汚れを除去する。 3 水拭きによる化粧洗面台に付着した汚れの除去 4 水拭きによる流し台に付着した汚れの除去 5 水拭きによる壁タイル面の汚れの除去 6 2～5の作業で除去できない汚れ等は適正洗剤を用いて除去する。 洗剤を使用した場合は水拭きで洗剤を除去し、乾布等で水分をふき取る。 7 洗面所に設置してある物品等の整理整頓 8 茶殻等の搬出処理及び容器の洗浄 	

件名	北熊本(R4)司令部庁舎清掃役務		
図名	定期清掃実施要領・日常清掃実施要領	図面番号	4 / 5
所属	北熊本駐屯地業務隊 管理科	縮尺	—

日常・定期清掃実施予定表

年	月	日																													備考			
4	4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	日常清掃： 19日 定期清掃： 1日		
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
	○	×	×	○	○	○	○	○	◎	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×			
	5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日常清掃： 17日	
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	
	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	日常清掃： 20日		
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木			
	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○			
	7	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日常清掃： 20日	
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×		
8	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日常清掃： 15日 定期清掃： 1日		
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水			
○	○	○	○	○	◎	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○				
9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	日常清掃： 20日			
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金				
○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○					
10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日常清掃： 19日		
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月			
×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	○			
11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	日常清掃： 19日			
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水				
○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	×	×	○	○	○					
12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日常清掃： 17日 定期清掃： 1日		
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	◎	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
5	1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日常清掃： 16日	
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○		
	2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				日常清掃： 18日	
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火					
	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	×	×	×	○	○					
3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日常清掃： 20日 定期清掃： 1日		
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金			
○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	◎	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○				

凡例 ○：日常清掃
◎：定期清掃
×：休み

■：土
■：日
□：祝

※日常・定期清掃作業の日程は本表を基準に実施するも、都合により日程を変更する場合は、係官の指示に従うものとする。

日常清掃年間合計日数：	220日
定期清掃年間合計日数：	4日

件名	北熊本(R4)司令部庁舎清掃役務		
図名	日常・定期清掃実施予定表	図面番号	5/5
所属	北熊本駐屯地業務隊 管理科	縮尺	—